



第3期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

令和4年3月策定

山 梨 県

目 次

1 計画策定の目的及び背景	1
2 管理すべき鳥獣の種類	1
3 計画の期間	1
4 管理が行われるべき区域	1
5 現状	2
(1) 生息環境	2
(2) 生息動向及び捕獲等の状況	3
ア 生息動向	3
イ 捕獲等の状況	6
(3) 被害状況及び対策の実施状況	7
ア 被害状況	7
イ 荒廃農地面積の推移	8
ウ 被害防除対策の実施状況	8
(4) その他	9
6 特定計画の評価と改善	10
(1) 農作物被害の抑制	10
(2) 地域個体群の健全かつ適正な維持	11
7 管理の目標	11
8 数の調整に関する事項	11
(1) 捕獲等事業の実施に関する事項	12
ア 狩猟	12
イ 有害捕獲	12
ウ 管理捕獲	13
(2) 捕獲数の目標	13
9 生息地の保護及び整備に関する事項	13
(1) 集落環境の整備	13
(2) 奥山等での環境整備	13
10 被害防除対策に関する事項	14
(1) 集落周辺の環境整備	14
(2) 柵の設置等による被害防除の強化	14
(3) 地域ぐるみの取り組み	15
11 モニタリング等調査研究	15
12 その他管理のために必要な事項	15

(1) 計画の実施体制.....	15
(2) 市街地出没への対応.....	15
(3) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等感染症対策.....	16
(4) 錯誤捕獲の予防.....	16
(5) 普及啓発・広報活動.....	16
(6) その他.....	16
参考資料.....	18

1 計画策定の目的及び背景

本県では、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）（平成17年度～平成23年度）を策定し、計画的なイノシシの保護管理事業を通して、農作物被害の軽減と地域個体群の保存を図ってきたが、イノシシによる農作物被害は、耕作放棄地の増加など集落がイノシシにとって出没しやすい生息環境となっていることなどにより、平成20年度以降ほぼ横ばいの状況であった。

このような状況を踏まえ、平成24年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を総合的に実施するとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2期特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を策定し、取り組みを進めてきた。

こうした中、平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、これまでの保護のための管理から積極的な管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）に向けて、計画体系の見直しが行われ、平成27年5月に第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実践してきた。

第2期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画が令和3年度末に満了となるが、農作物被害が恒常に発生していることから、第3期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、引き続き個体数管理、被害防除対策、生息環境整備等を実施する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

令和4年4月1日～令和9年3月31日

なお、有効期間内であっても、イノシシの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて改定等を行う。

4 管理が行われるべき区域

イノシシの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。

5 現状

(1) 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分06秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市）。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465km²でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.1%が人工林である。また、森林面積の58.3%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.3%、宅地が4.3%、道路が2.7%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

本計画のイノシシは、身を隠せる場所を好む習性があり、背の高い草地、低木の茂み、落葉広葉樹林、竹林などを利用することから、里山周辺の耕作放棄地などに身を隠し、農作物被害を発生させている。

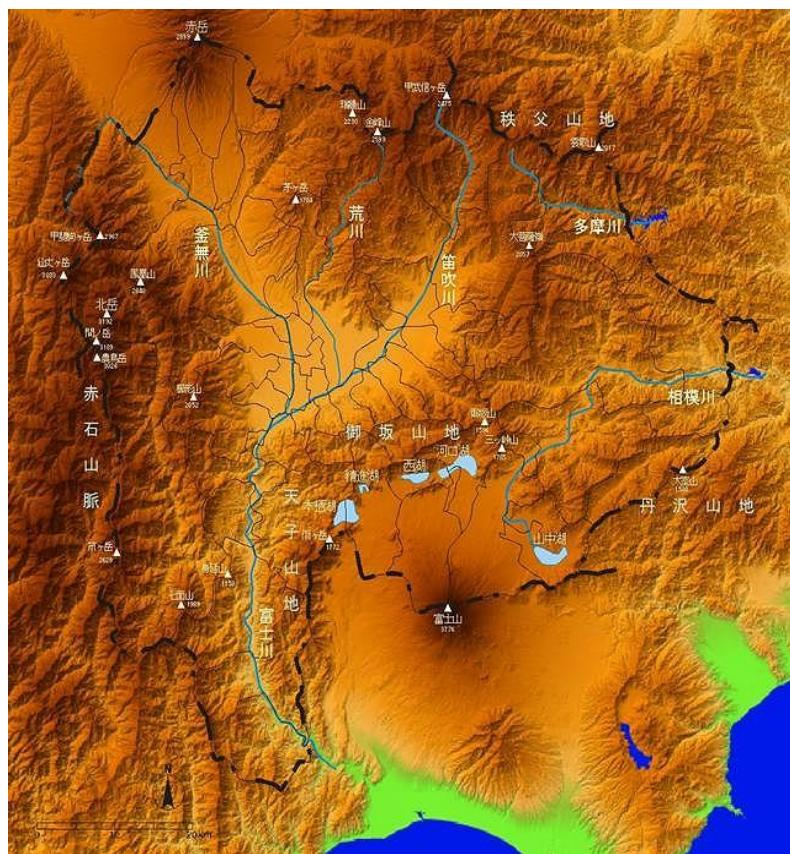


図1 山梨県の地形概要

(2) 生息動向及び捕獲等の状況

ア 生息動向

目撃率及び捕獲率の変化から生息動向を見ると、平成23年度以降、増減を繰り返しながら減少していることから、イノシシの個体数は減少傾向にあると考えられる。

ただし、耕作放棄地が存在することにより依然として集落に出没しやすい生息環境となっている。

なお、イノシシは、春季（5、6月）にタケノコを、夏から初秋季（7～9月）に双子葉植物を多く採食し、秋季（10～12月）にどんぐりなどの堅果類を、晩秋から冬季（11月～4月）に根や地下茎を主に食べることが報告されている。

（ア）生息分布

a 平成18年度の分布状況

平成18年度における出獵カレンダー及び痕跡密度調査によるイノシシの分布状況を図2に示した。調査対象メッシュは181、非調査対象メッシュは35であった。

生息確認メッシュは145あり、生息確認率は80.1%であった。

b 平成28年度の分布状況

平成28年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況を図3に示した。調査対象メッシュは174、非調査対象メッシュは42であった。生息確認メッシュは117あり、生息確認率は67.2%であった。平成18年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況より縮小している。

c 令和2年度の分布状況

令和2年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況を図4に示した。調査対象メッシュは172、非調査対象メッシュは44であった。生息確認メッシュは109あり、生息確認率は63.4%であった。平成28年度に比べ生息確認率が3.8ポイント減少していることから生息分布がやや縮小している。

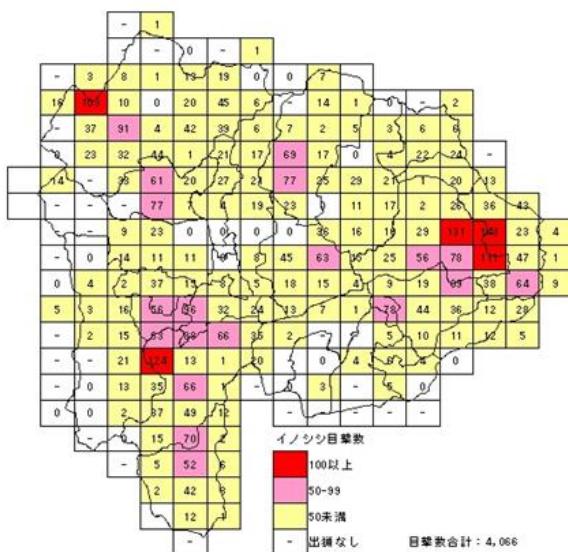


図2 平成18年度
イノシシ目撃数の分布（第一種銃猟）

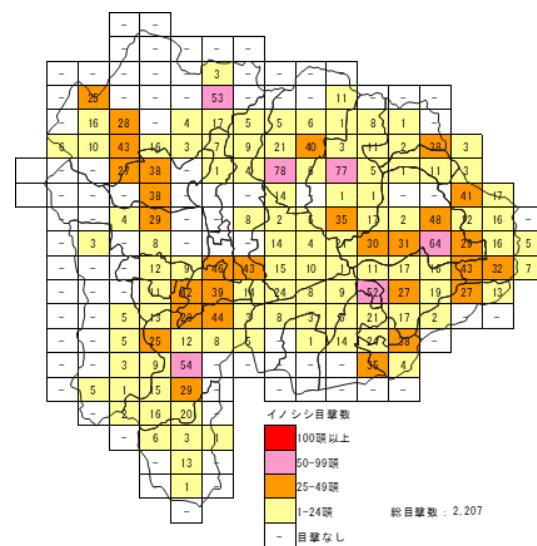


図3 平成28年度
イノシシ目撃数の分布（第一種銃猟）

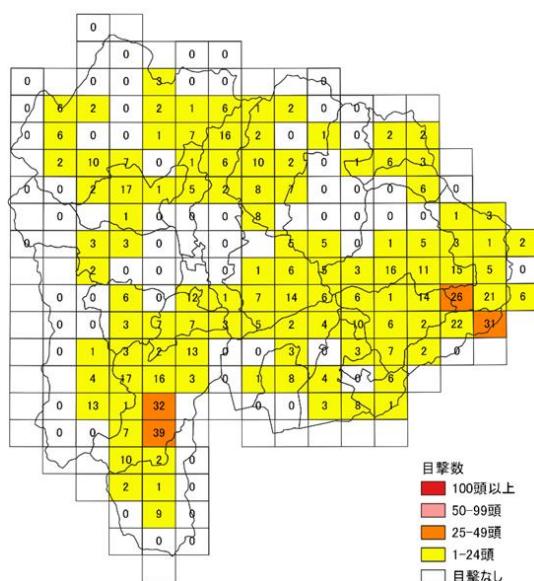


図4 令和2年度
イノシシ目撃数の分布（第一種銃猟）

(イ) 生息密度

イノシシの繁殖は堅果類の豊凶（表1）等による餌資源量の変動により大きく変化することが報告されている。また、餌資源分布の変動によって行動域が大きく変化する動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するためには、比較的長期の密度指標の変化に基づく評価を行う必要があると考えられる。

表1 山梨県の堅果類の豊凶調査結果（H28～R2）

	H28	H29	H30	R1	R2
ブナ	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作～並作
ミズナラ	凶作～並作	並作	凶作～並作	凶作	並作
コナラ	並作	並作	並作	並作	並作

次に、平成23年度から令和2年度までの第一種銃猟における出獵人日数、イノシシの目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表2、図5に示した。上記の観点からイノシシの生息密度を評価すると、捕獲率は変動が大きいが、全体的には目撃率の変動と一致している。また、目撃率、捕獲率ともに若干減少傾向にあり、イノシシの生息密度は、やや減少していると考えられる。

表2 目撃率及び捕獲率（第一種銃猟）

年度	出獵人日数	イノシシ目撃数				イノシシ捕獲数				目撃率 頭/日数	捕獲率 頭/日数
		成獣	幼獣	不明	合計	オス	メス	幼獣	不明	合計	
H23	10,475	1,970	823	296	3,089	535	376	140	33	1,084	0.29
H24	10,027	1,657	579	209	2,445	505	351	139	20	1,015	0.24
H25	8,747	1,189	459	208	1,856	240	195	62	8	505	0.21
H26	9,337	1,463	614	260	2,337	394	289	144	25	852	0.25
H27	7,750	901	339	175	1,415	223	167	45	-	435	0.18
H28	9,014	1,462	528	217	2,207	422	291	90	-	803	0.24
H29	8,016	1,045	321	134	1,500	255	196	55	-	506	0.19
H30	8,571	889	343	124	1,356	271	186	63	-	520	0.16
R1	6,793	934	220	67	1,221	330	252	54	-	606	0.18
R2	9,250	457	152	95	704	137	105	27	-	269	0.08

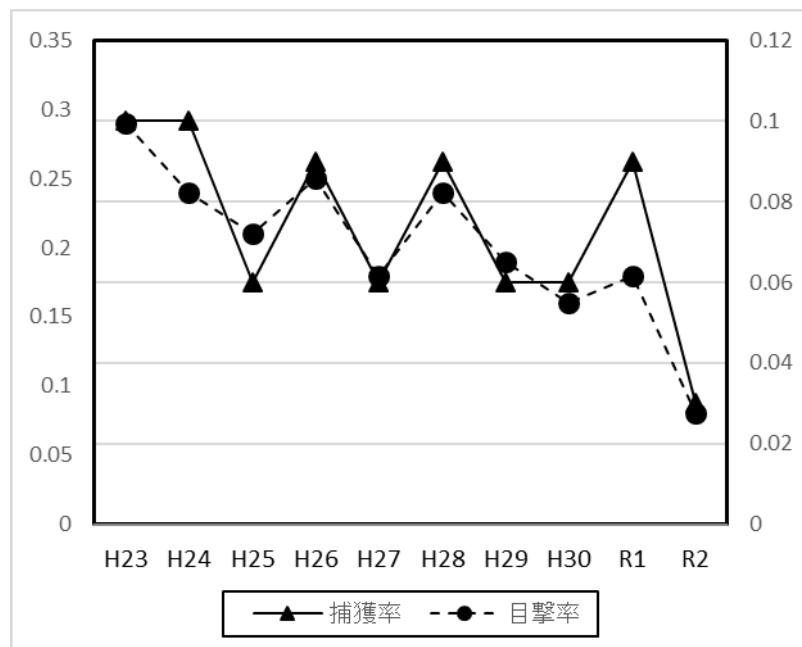


図5 目撃率および捕獲率（第一種銃猟）

イ 捕獲等の状況

(ア) 捕獲状況

狩猟、有害捕獲及び管理捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は、平成18年度から概ね1,700頭から4,000頭の間を隔年で増減しながら推移し、平成27年度からは増加傾向となり、令和元年度は過去最高の4,330頭となり、令和2年度は一転して2,200頭に減少した。

a 狩猟

本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を、11月15日から2月15日までを、3月15日までに1か月間延長している。平成18年度から令和2年度までの狩猟による総捕獲頭数は、19,077頭であり、1年当たり1,272頭となっている。狩猟による捕獲は全体の42%を占めており個体数を調整する上で狩猟が重要な役割を担っている。

なお、同じく狩猟の延長期間における総捕獲頭数は、3,089頭であり、1年当たり206頭となっており、延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は16.2%となっていることから、狩猟期間の延長により捕獲圧の強化ができていると言える。

また本県では、平成19年度から特例休猟区制度を導入し、休猟区が設定された際は、その区域内におけるイノシシの狩猟を可能としている。

b 有害捕獲

有害捕獲は、管理捕獲を本格的に実施した平成20年度以降、100頭から200頭程度で推移している。平成29年度に500頭を超える、令和元年度には913頭となったが、令和2年度は257頭と大幅に減少している。

c 管理捕獲（個体数調整のための捕獲）

管理捕獲は、平成18年度から始まり、本格実施した平成20年度以降の捕獲数は1,000頭前後で推移し、平成28年度以降は1,500頭前後で推移している。

表3 捕獲目的別の捕獲頭数の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	2,443	1,156	1,713	1,676	1,775	1,433	1,602	681	1,154	693	953	736	1,016	1,542	503
うち延長分	370	231	275	283	263	219	221	95	216	119	275	283	64	68	107
有害捕獲	1,393	412	185	178	151	110	269	112	133	174	255	575	535	913	257
管理捕獲	151	145	798	1,004	1,271	999	1,857	1,158	1,235	1,062	1,556	1,169	1,507	1,875	1,440
合計	3,987	1,713	2,696	2,858	3,197	2,542	3,728	1,951	2,522	1,929	2,764	2,480	3,058	4,330	2,200

(イ) 錯誤捕獲状況

捕獲の強化に伴い、わなの設置台数が増加し、ツキノワグマ、ニホンカモシカの錯誤捕獲が発生している。

特にツキノワグマの錯誤捕獲については、人身被害につながる危険性があるため、対処方法をあらかじめ決めておき、適切な放獣を実施することが必要である。そのため、本県では、ツキノワグマの保護と被害防止を図ることを目的とし、市町村に対して放獣費用の助成を行っている。

(ウ) 捕獲の担い手に関する状況

管理捕獲や狩猟による個体数調整の担い手である県内の狩猟免許所持者は、近年下げ止まっているものの、長期的に見ると減少しており、高齢化も進んでいるため(図12)、新たな担い手の育成が必要となっている。

特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、狩猟免許所持者の減少が進んでおり、今後、銃器を用いた個体数調整を継続することが困難になることが予想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、今後の管理事業を継続するためには、わな猟を活用・普及促進させる必要がある。

令和2年度の狩猟免許所持者は3,706名であり内訳は次のとおりである。

- ・第一種銃猟 1,929名
- ・第二種銃猟 35名
- ・わな 1,663名
- ・網 79名

また、年齢別では、60才以上の狩猟免許所持者が全体の約58%と最も多くなっている。

(3) 被害状況及び対策の実施状況

ア 被害状況

平成27年度以降、概ね減少傾向となっており、令和2年度は被害面積28ha、被害

量167t、被害金額35百万円であった。(図6)

被害が減少している要因としては、捕獲頭数が平成27年度の1,929頭から令和元年度の4,330頭まで増加したことから、捕獲数の増加が被害の減少に寄与していることが考えられる(表3)。また、荒廃農地(現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)は微減しているが依然として広く、イノシシが集落に出没しやすい環境となっている。(表4)

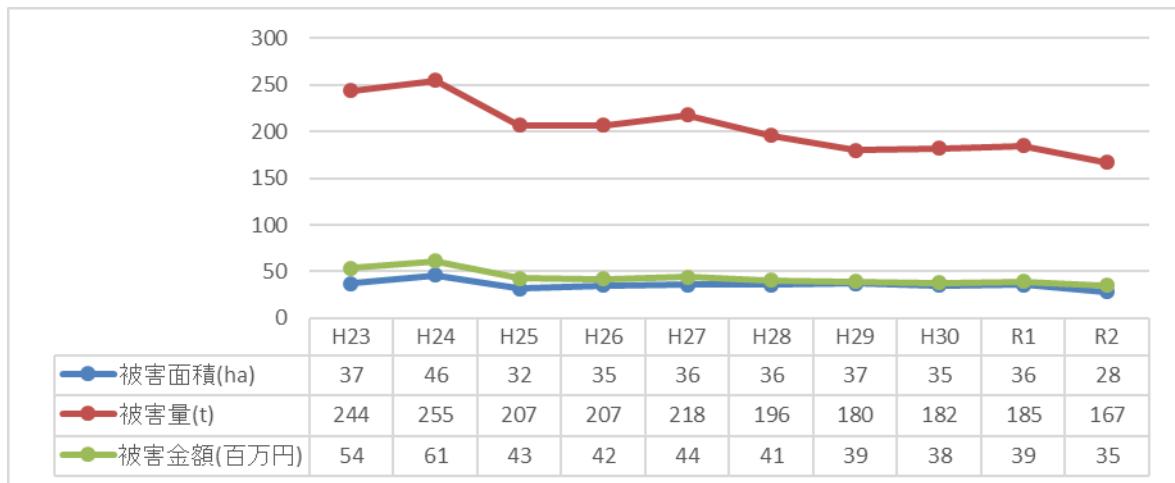


図6 イノシシによる農作物被害状況

イ 荒廃農地面積の推移

令和2年度は、本県の荒廃農地面積は6,695haであり、平成27年度に比べ314ha減少しているが、依然として広い。

表4 荒廃農地面積の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
荒廃農地面積 (ha)	7,009	6,786	6,818	6,791	6,808	6,695

※荒廃農地：現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

※耕作放棄地：荒廃農地に、不作付地を加えた農地

ウ 被害防除対策の実施状況

獣害防止柵の設置などを行い、加害個体の侵入を防止しており、平成28年度から令和2年度までにおける獣害防止柵の整備による被害防止面積は、累計で926haとなっている。

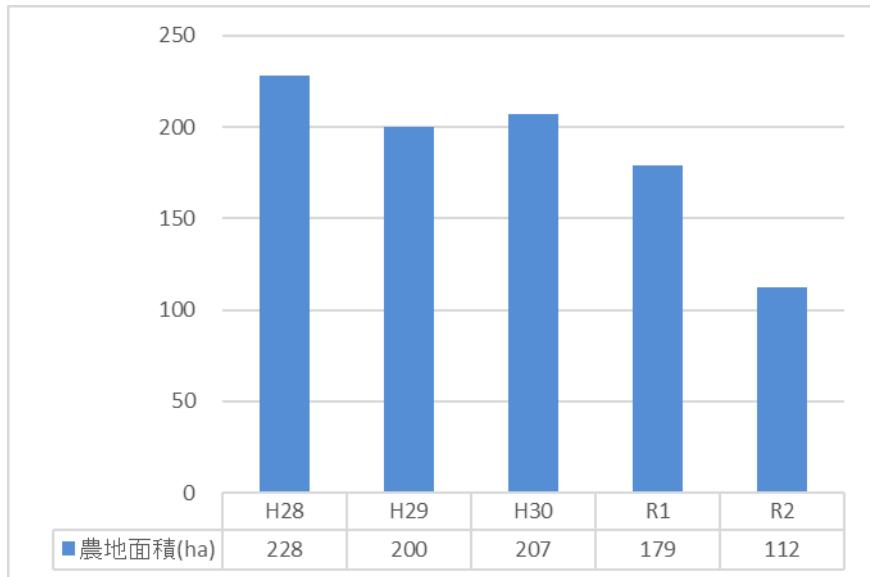


図7 農地に係る獣害防止柵の設置状況（面積）

(4) その他

イノシシは、古くから食料、衣料、日常生活品のための重要な資源で、狩猟の対象とされてきた。現在でも魅力ある狩猟資源として活用されており、経済的な価値もある。

また、近年大型獣を対象とする大物猟への嗜好が高まる中で狩猟者にとって最も重要な動物の一つとなっているため、個体数を調整する上で管理捕獲等だけでなく狩猟が重要な役割を担っている。

また、野生イノシシの豚熱 (CSF) 検査実施状況を表5に示し、山梨県内の野生イノシシの豚熱 (CSF) 発生状況を図8に示した。豚熱 (CSF) の野生イノシシの罹患個体は、概ね県内全域で確認されている。

表5 野生イノシシの豚熱 (CSF) 検査実施状況
(単位：頭)

年度	検査 個体	陽性	陽性内訳	
			死亡	捕獲
R 1	153	13	6	7
R 2	198	56	37	19
R 3	88	10	9	1

※(R 4年2月現在)

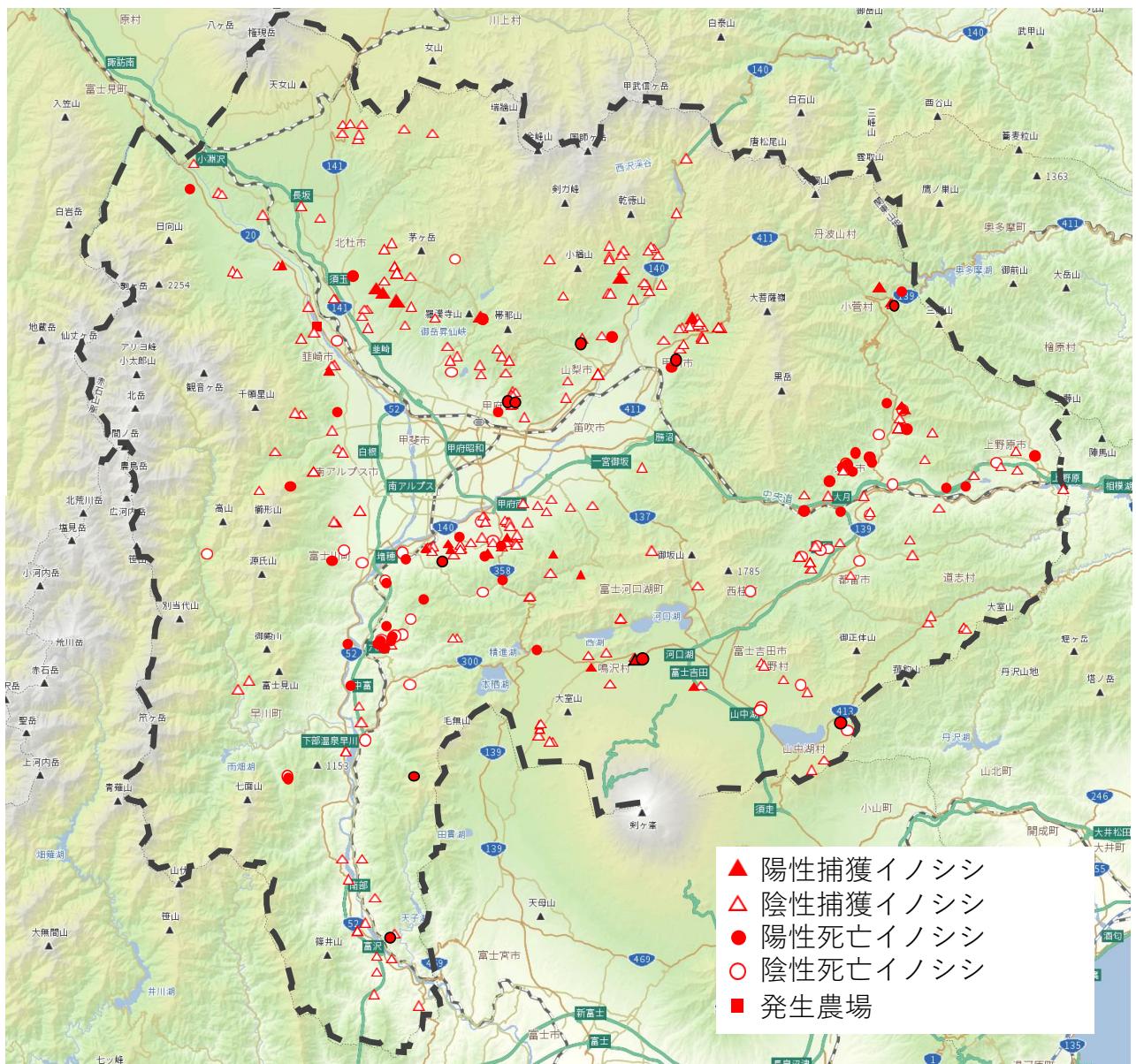


図8 山梨県内の野生イノシシの豚熱(CSF)発生状況 (R4年2月現在)

6 特定計画の評価と改善

第2期計画に記載した管理の目標について、次のとおり評価した。

(1) 農作物被害の抑制

イノシシによる農作物被害については、管理捕獲の実施や獣害防止柵の設置などにより、農業被害面積、被害量、被害額のいずれも概ね減少傾向にあり、農作物被害は抑制されている(図6)。

しかしながら、依然として被害が発生している状況にあるため、引き続き、里山周辺のイノシシの捕獲を続ける必要がある。

(2) 地域個体群の健全かつ適正な維持

地域個体群の健全かつ適正な維持を行うため、奥山のイノシシについての管理捕獲を行わず、里山のイノシシの密度を減らすことを目標に、管理捕獲の実施、里山周辺に住み着きにくい環境への整備を行った結果、第2期計画以前の平成28年度と令和2年度のイノシシ目撃数の分布を比較すると、里山周辺の目撃数が減少している（図3、図4）。

ただし、里山周辺では目撃数が令和2年度には704頭あり、未だに多数確認されていることから、里山周辺を中心にイノシシの捕獲を継続する必要がある。

以上のことから、市町村と連携し、被害の実態に即した管理捕獲、里山周辺の環境整備、獣害防止柵の設置などを効果的に行い、イノシシと人間との共存及び地域個体群の健全かつ適正な維持を図る必要がある。

7 管理の目標

イノシシによる被害の多くは農作物被害であり、生活被害や林業被害を出すことは少ないとから、最も重視すべきことは、農作物被害の抑制であるとともに、古くから狩猟の対象として価値の高い野生動物であること、また生物多様性保全の観点から、地域個体群の保全に配慮が必要であるとの視点に立って、本計画では次の2点を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の抑制
- ② 地域個体群の健全かつ適正な維持

目標を達成するための施策の基本的考え方

管理の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの項目をバランス良く計画的に実施する必要がある。また、柵の設置により捕獲がしやすくなり、生息環境管理の効果を十分なものとすることができるなど、これらの3項目は相互に深く関係性を持っていることから、総合的に実施する必要がある。

施策を実施する際には、被害防除地域（被害を重点的に防ぐ場所）を定め、その上で上記3項目を計画的かつ総合的に行う。生息密度を適正な水準に減少させるには個体数調整だけでなく、耕作放棄地の対策など、里山周辺に住み着きにくい環境への改善を行うことが不可欠である。これらの対策により被害を減少させることができる。

8 数の調整に関する事項

農作物被害の抑制に加え、狩猟者の減少により捕獲の努力量が低下するおそれがある現状を踏まえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。具体的には以下のとおりとする。

- ・ 農作物被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。
- ・ 奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。

数の調整は、狩猟、農林業被害等を防止するための捕獲（有害捕獲）、生息数又は生息範囲の抑制のための捕獲（管理捕獲）により実施する。

県は、毎年度、数の調整による捕獲頭数の目標を定めた実施計画を策定するものとする。

（1）捕獲等事業の実施に関する事項

ア 狩猟

捕獲圧を高めるため、次の施策を実施する。

（ア）特例休猟区制度の適用

本県では平成19年度からイノシシについて特例休猟区制度を適用しており、平成28年度以降、休猟区の指定はないが、今後、休猟区が指定された際は、その区域内におけるイノシシの狩猟を可能とする。

（イ）狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間については、引き続き11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1か月間延長することとする。ただし、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。

（ウ）くくりわなの輪の直径の規制緩和

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する日までの期間に限り、20cm以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始日については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見等を踏まえ、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりわなによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりわなに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりわなによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、わなの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

イ 有害捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人及び被害を受けている個人等が実施する。

実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、はこわな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月は錯誤捕獲が起きないよう、くくりわなの使用はできるだけ避け、はこわなを用いる。

ウ 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施時期は、通年であるが、メスの成獣の妊娠期間中や特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。

管理捕獲の実施に当たっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。

捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、はこわな、銃猟等を適宜選択して行う。

また、ツキノワグマの活動期間である4月～12月は錯誤捕獲が起きないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、はこわなを用いる。

(2) 捕獲数の目標

目標を達成するための施策の基本的考え方従って狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた捕獲数の目標を以下に定める。

県内に生息するイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、過去10年（平成23年度～令和2年度）における捕獲頭数の平均値が2,750頭であることから、耕作放棄地周辺の里山における捕獲の取り組みの一層の強化により年間3,000頭を目標とする。

また、農作物の被害状況やモニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて捕獲圧の調整や捕獲数の目標の見直しを行う。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

生息地の保護及び環境の整備には、イノシシを集落に近づけないようにする集落環境の整備と、奥山等でイノシシの個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備の2点がある。

(1) 集落環境の整備

イノシシを集落に近づけないように集落環境の整備を行うが、詳細は10（1）集落周辺の環境整備に記載する。

(2) 奥山等での環境整備

奥山等でイノシシの個体群の存続を将来的に保障していくために環境の整備を行う。

イノシシの生息環境である森林の手入不足やニホンジカの採食圧等により荒廃が進んでいることから、ニホンジカの個体数調整との連携を図る。また、農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導等、多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

10 被害防除対策に関する事項

イノシシにとって集落や地域を餌場と認識させない取り組みを行うには、個人の努力だけでは限界があり、地域ぐるみで被害防除対策に取り組む必要がある。被害が発生している地域、特に中山間地域における耕作地周辺の山林（里山）や、耕作放棄地の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供すると考えられるので、これら被害発生の要因除去に努める必要がある。

（1）集落周辺の環境整備

ア 集落内農地土地利用形態の見直し

あまり食べようとしない作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

イ 野生動物を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生獣に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

ウ 集落周辺の森林（里山）の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畠などの人間の生活圏に入りにくくする。

エ 竹林の手入れ

春から初夏にかけて生長するタケノコは、イノシシの餌となるので、竹林を適切に管理することによって、竹林を拠点として集落に入りにくくする。

オ 耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

カ 追い払い

忌避剤や威嚇音等による追い払いを行い、農地等への進入を防止する。

なお、忌避剤や威嚇音等による追い払い等については、イノシシの慣れ等により、効果が出にくい場合や効果が持続しない場合があり、注意が必要である。

（2）柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣塀くんライト」等）といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果がある。

農業者等は、被害状況に応じて電気柵等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ必要に応じて農地や集落を獣害対策用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また、里山と農地の間に柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

(3) 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

ア 学習会の開催等

イノシシの生態、被害防除対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

イ 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取組方針等の合意形成を図る。

1.1 モニタリング等調査研究

本計画は令和2年度までに実施されたイノシシ生息等モニタリング調査、被害調査等の結果に基づいている。しかし、イノシシの生息状況、生態等については未解明な部分も多く、生息状況や被害状況については、今後さらなる調査研究が必要である。

ア 生息状況

モニタリングは科学的・計画的な管理を遂行するために必須である。そのため、以下の情報を把握し、フィードバックする体制の整備に努めるものとする。

(ア) 分布

出猟カレンダー（単位：5 kmメッシュ）により、毎年状況を把握する。

(イ) 生息密度

生息密度指標は、生息等モニタリング調査で行ったように、捕獲数、捕獲効率、目撃数、目撃率、痕跡密度を総合的に分析し、判断する。

イ 被害状況

農作物被害を把握するため、「野生鳥獣による農作物被害状況調査」等により、農業者、農業団体等の協力を得て被害品目、被害量等の情報を収集する。

1.2 その他管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携により実施する。

(2) 市街地出没への対応

市街地へのイノシシの出没に対応できるよう、市町村が策定するイノシシ等の大型獣が

出没した際の対策マニュアルについて作成支援を行う。

(3) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱（ASF）等感染症対策

県内においても豚、イノシシ共通の感染症である豚熱（CSF）が全県的に発生しているため、豚熱の対策としてイノシシに関連する感染症の資料を作成し、捕獲従事者等への感染防止対策、捕獲時のイノシシの適切な扱いなど、周知を行う。

また、現在、アフリカ豚熱（ASF）は国内未発生であるが、発生状況によっては捕獲事業者や狩猟者に対し、必要な防疫措置を徹底するため、講習会にて普及啓発資料の配布等の周知を図る必要がある。

(4) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物に合ったわな・檻の設置等の徹底を図る。

また、錯獲捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止することを指導し、錯誤捕獲の防止に努める。

(5) 普及啓発・広報活動

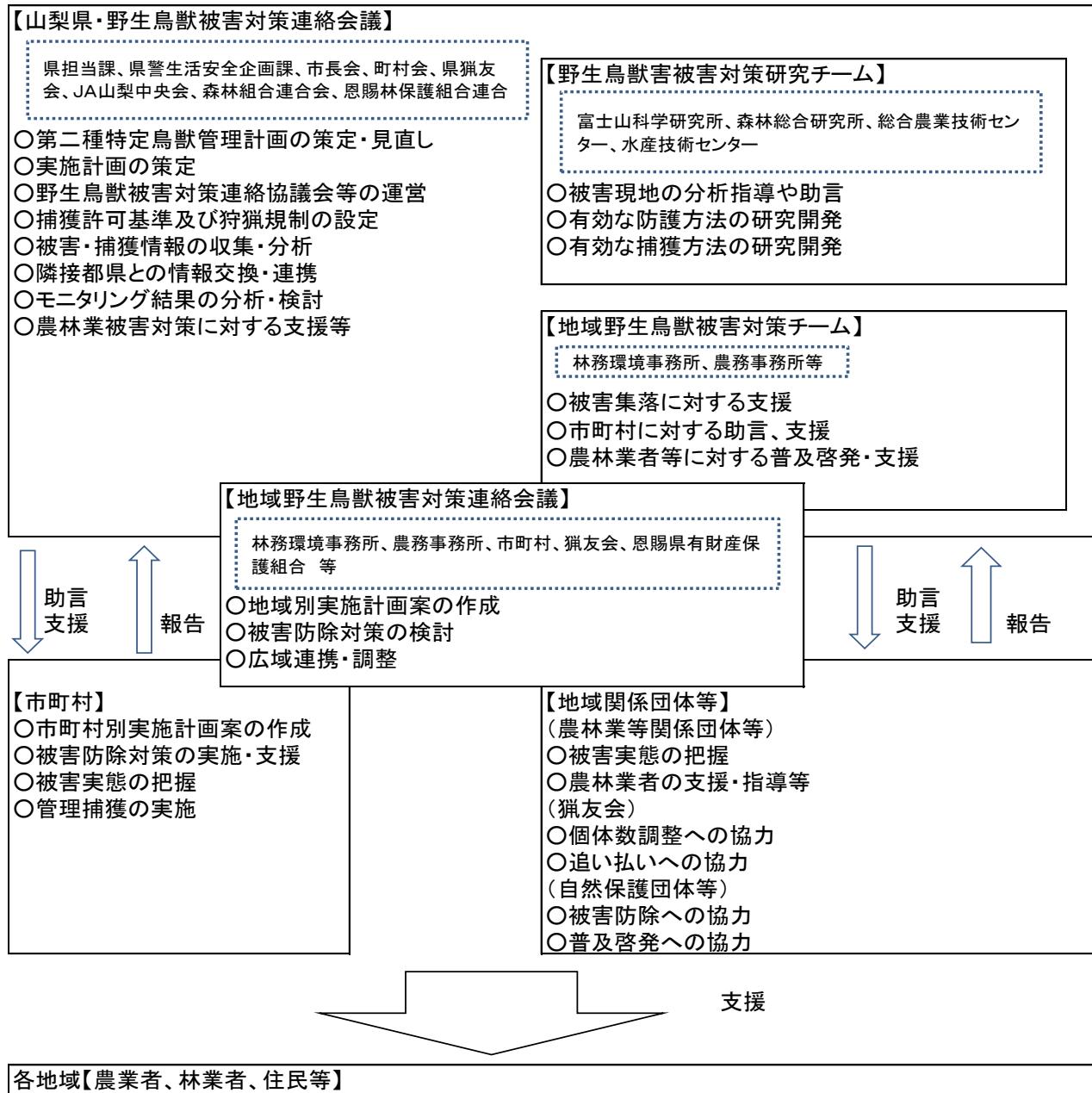
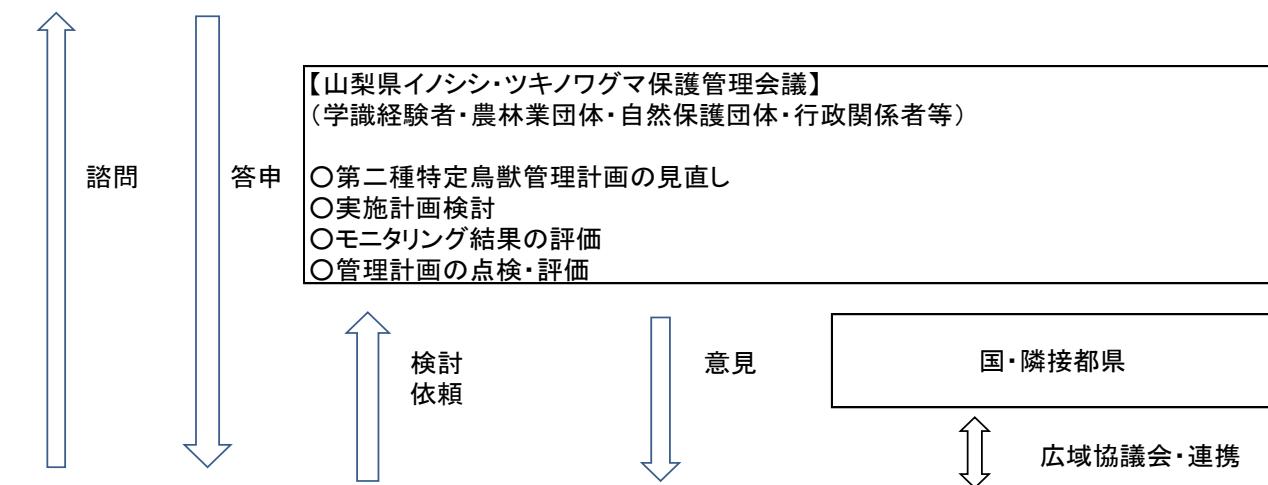
管理事業の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村は、イノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知や、イノシシに対する被害防除対策や生息環境管理など、住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(6) その他

管理事業の実施に当たっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させる。

県環境保全審議会



参考資料

捕獲状況及び狩猟者の状況

- ① イノシシ捕獲数の経年変化
- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数
- ③ 狩猟者登録数
- ④ 年齢別狩猟者数の推移
- ⑤ イノシシに係る計画策定の経緯

出猟カレンダー様式

捕獲状況及び狩猟者の状況

① イノシシ捕獲数の経年変化

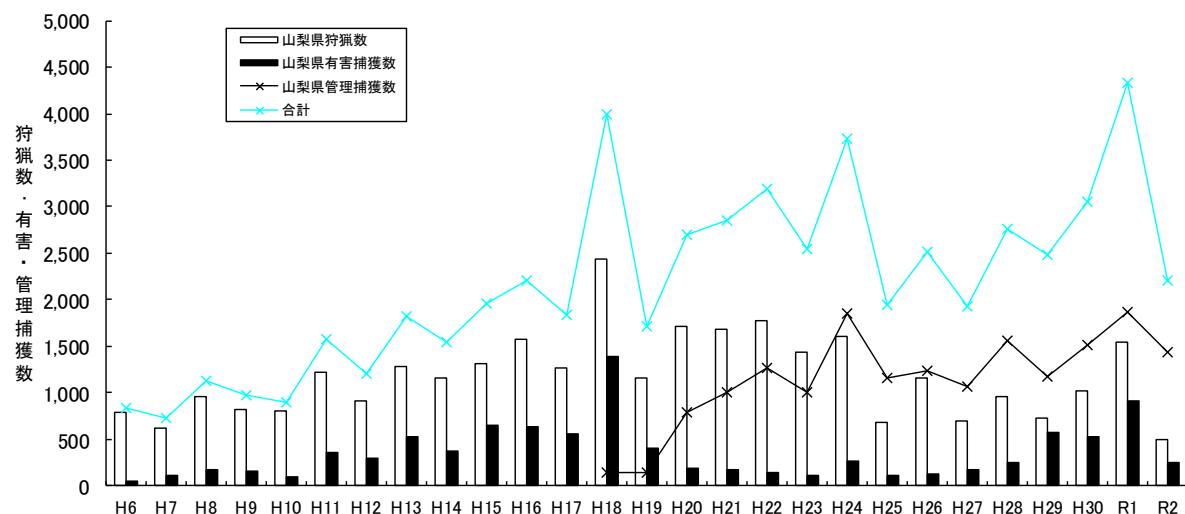


図9 山梨県のイノシシ捕獲数の推移

表6 山梨県のイノシシ捕獲数の推移（図9の基礎データ）

山梨県	山梨県狩猟数	山梨県有害捕獲数	山梨県管理捕獲数	合計
H6	785	55		840
H7	615	107		722
H8	955	181		1,136
H9	817	162		979
H10	800	94		894
H11	1,216	353		1,569
H12	908	297		1,205
H13	1,290	536		1,826
H14	1,166	373		1,539
H15	1,313	650		1,963
H16	1,573	639		2,212
H17	1,271	562		1,833
H18	2,443	1,393	151	3,987
H19	1,156	412	145	1,713
H20	1,713	185	798	2,696
H21	1,676	178	1,004	2,858
H22	1,775	151	1,271	3,197
H23	1,433	110	999	2,542
H24	1,602	269	1,857	3,728
H25	681	112	1,158	1,951
H26	1,154	133	1,235	2,522
H27	693	174	1,062	1,929
H28	953	255	1,556	2,764
H29	736	575	1,169	2,480
H30	1,016	535	1,507	3,058
R1	1,542	913	1,875	4,330
R2	503	257	1,440	2,200

② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数

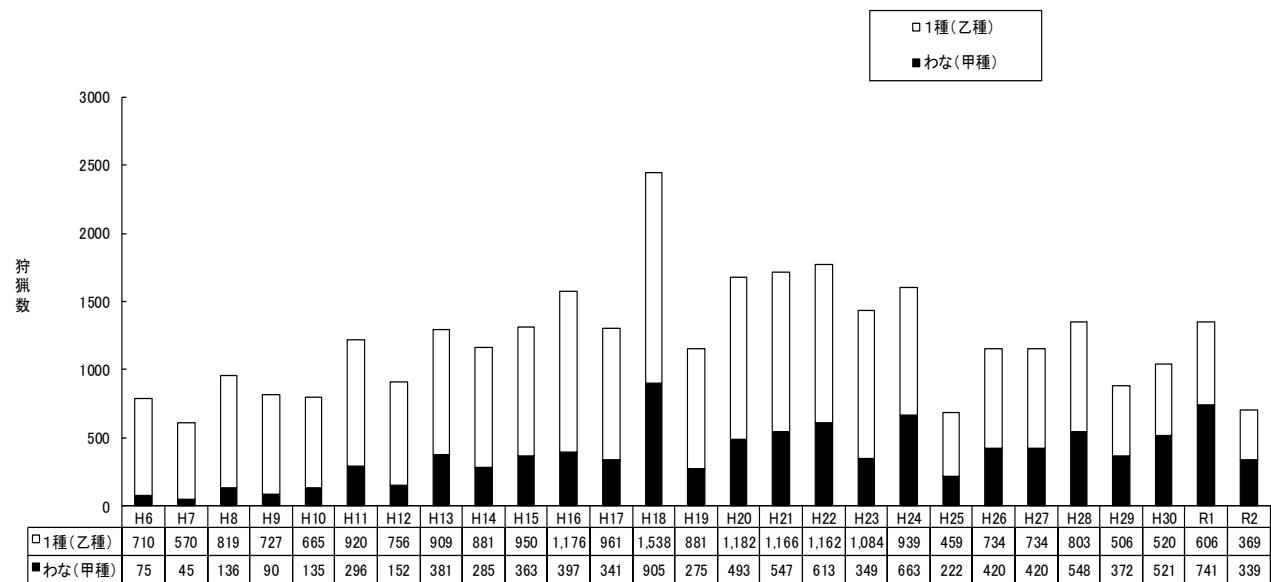


図10 山梨県の平成16度から令和2年度までの狩猟免許別狩猟数

③ 狩猟者登録数

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
県内者人数	4,035	4,050	3,903	3,863	3,863	3,658	3,575	3,581	3,409	3,346	3,277	3,023	2,924	2,871
県外者人数	2,117	2,048	1,989	1,934	1,976	1,867	1,753	1,715	1,532	1,455	1,410	1,297	1,247	1,252
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
県内者人数	2,871	2,741	2,666	2,547	2,437	2,381	2,366	2,356	2,472	2,661	2,659	2,674	2,681	
県外者人数	1,209	1,114	1,048	977	897	900	835	812	834	779	764	779	701	

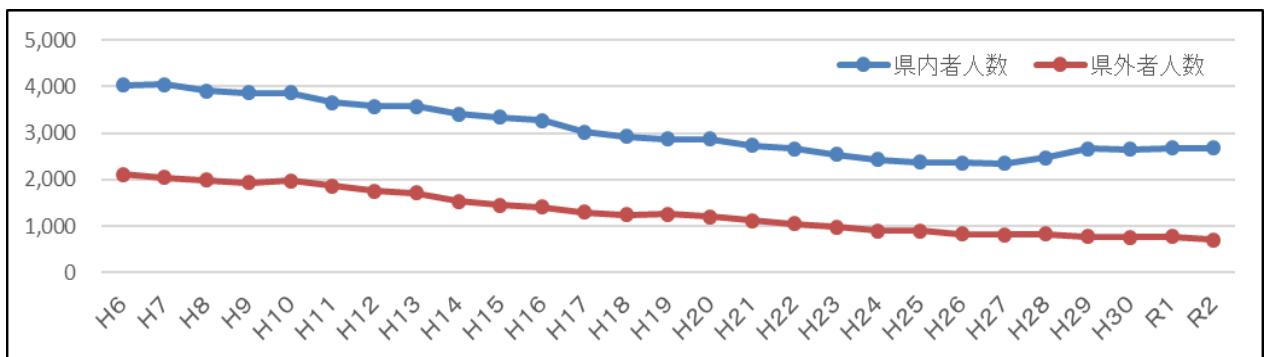


図11 山梨県の狩猟者登録数の推移

④ 年齢別狩猟者数の推移

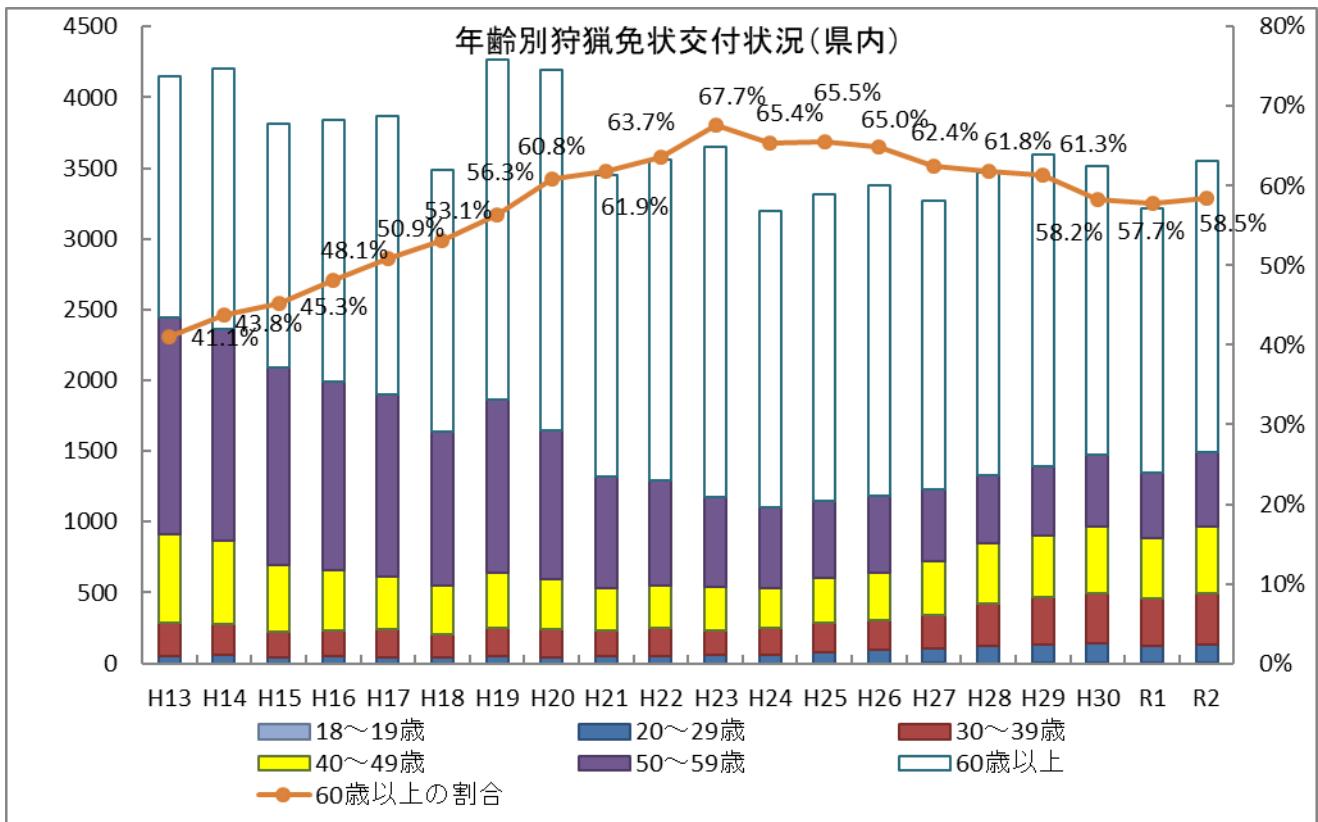


図12 山梨県の年齢別狩猟者数の推移

⑤ イノシシに係る計画策定の経緯

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画（H17年4月1日～H24年3月31日）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（H24年4月1日～H27年5月28日）
- ・第1期第二種特定鳥獣管理計画（H27年5月29日～H29年3月31日）
- ・第2期第二種特定鳥獣管理計画（H29年4月1日～R4年3月31日）

わな

狩獵 ④山梨県ニホンジカ・イノシシ出獵カレンダー（わな獵用）

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律第 75 条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。登録証返納の際、出獵の有無に関わらず、必ず提出してください。】

氏名		年令	才	狩獵歴	年	狩獵者登録番号	
シカ獵出獵の有無	有・無		イノシシ獵出獵の有無			有・無	

罠稼働期間 開始日～終了日	罠を設置した メッシュ番号	罠の種類	罠の台数	シカ 捕獲数		イノシシ 捕獲数			皮膚病（疥癬など） と疑われるイノシシ	
				♂	♀	♂	♀	幼獣	目撃	病状
記入例 11/16～11/30	0 9 6	くくり罠・箱罠・囲い罠	7	1		1	0	0	皮膚病 1	重
記入例 11/20～11/30	0 9 6	くくり罠・箱罠・囲い罠	2		1	0	0	0		
記入例 12/1～12/10	1 1 0	くくり罠・箱罠・囲い罠	5	1		0	2	0	皮膚病 1	中
～		くくり罠・箱罠・囲い罠								
～		くくり罠・箱罠・囲い罠								
～		くくり罠・箱罠・囲い罠								

ニホンジカ・イノシシの狩獵期間(11月 15 日～翌年 3 月 15 日)中の期間となります。

裏面へ続く

一種銃猟

狩猟

④山梨県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー（第一種銃猟用）

【このカレンダーは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 75 条「報告徴収」の一環として記入していただくものです。登録証返納の際、出猟の有無に関わらず、必ず提出してください。】

※2人以上のグループで出猟した場合の捕獲数と目撃数は報告が重複しないように、その日のグループ代表者がまとめて記入してください。

氏名	年令			才	狩猟歴			年	狩猟者登録番号								
シカ猟出猟の有無	有・無		イノシシ猟出猟の有無	有・無		クマ猟出猟の有無			有・無								
出猟月日	出猟した地域の メッシュ番号	グループ 出猟人数 (本人を 含む)	シカ 目撃数			シカ 捕獲数		イノシシ 目撃数			イノシシ 捕獲数		皮膚病(疥癬など) と疑われるイノシシ				
			♂	♀	不明	♂	♀	成獣	幼獣	不明	♂	♀	幼獣	目撃	病状		
記入例 12/10	1	1	4	1人	1	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	皮膚病1	軽
記入例 1/26	0	2	3	1人	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	1	皮膚病1	重
記入例 2/12	0	2	3	10人													
← *代表者以外も記入 →			← *代表者以外の記載例：「グループ長がまとめて記入」 →														
/				人													
/				人													

ニホンジカ・イノシシの狩猟期間(11月15日～翌年3月15日)中の期間となります。

裏面へ続く

第3期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画
令和4年3月策定

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話055-223-1520